

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

<p>鴻巣羽生線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市広田字芝崎三一四四番二地先から同市広田字柳原三六二一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年二月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和五年七月十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四九〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>